

AIUの事業総合賠償責任保険



食品業

事業総合賠償責任保険
製造・販売業特約

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。
- 「STARs」は「事業総合賠償責任保険」のペットネームであり、登録商標です。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは



経営を揺るがす第三者賠償リスク。
STARSは、食品業を営む皆さまの事業遂行に伴う
法律上の損害賠償責任を包括的に補償します。

貴社が事業活動を行っていくうえで現実には、潜在的に抱える賠償リスクを包括的に補償する保険として、是非ともご検討ください。

ココが
ポイント！ STARS 食品業向の特長

■ 貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償します

貴社の事業遂行により日本国内で生じた対人・対物事故から純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。また、国外で一時的に行う商談や国外一時持ち出し生産物による対人・対物事故なども補償します。

P.3 基本契約のご説明

■ 各種費用の補償により賠償事故の解決までサポート

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。この保険では、弊社の賠償責任保険(企業用)で支払われる損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

P.5 お支払いする保険金の種類

■ 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

ご契約プランや、各種オプション特約をご選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能となります。

P.7 オプション特約のご説明

P.9 ご契約プラン

このパンフレットで使用する用語のご説明

●**記名被保険者**:保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**構内専用車**:建設工事・物の運搬等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車を含みます。なお、貴社が仕事に付随する積込み・積卸し等の作業のために客より借用するものを含みます。ただし、ダンプカーを除きます。●**施設構内**:記名被保険者が仕事のために所有または借用する施設を含みます。なお、被保険者が仕事に付随する積込み・積卸し等を行っている間の客先施設は施設構内とみなします。●**下請負人**:貴社の施設内で仕事を遂行する者、請負契約に基づき生産物を継続的に配送・運搬する者、請負契約に基づき生産物の設置・保守・修理などを行う者をいいます。●**使用不能**:その財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。●**対人・対物事故**:他人の身体に傷害や疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡を生じさせることを対人事故といい、他人の財物を滅失、毀損(きそん)または汚損すること(紛失することまたは盗取・詐取されることは除きます。)を対物事故といいます。あわせて対人・対物事故といいます。●**販売人**:記名被保険者と直接締結した販売委託契約や売買契約に基づき生産物の供給・販売を行う者をいいます。●**被保険者**:記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**保険金額**:弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

CONTENTS

はじめに	1	ご契約プランとご注意事項	9
基本契約のご説明	3	保険金お支払いまでの流れ	10
お支払いする保険金の種類	5	基本契約のご説明(詳細)	11
オプション特約のご説明	7	オプション特約のご説明(詳細)	13

■ 保険金をお支払いする場合

STARs食品業向では、次の4つのリスクに対する補償を基本契約とします^[注1]。

業務遂行・施設リスク

次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注2]^[注3]。

① 貴社の営業活動や貴社の施設（本社、事務所等）の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故

② 貴社が海外で一時的に行う商談等の営業活動に起因する対人・対物事故（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

③ 不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

オプション特約

- ・保管物損害担保特約
- ・構内専用車危険担保特約
- ・使用者賠償責任保険特約
- ・個人情報漏洩危険担保特約 など

事故例



店先の看板が落下し、駐車中のお客さまの乗用車を損壊させてしまった。



店舗内で飲食物を提供する際、お客さまの衣服にビールをこぼしてしまった。



海外で仕入れの商談中、商談相手の事務所備品を壊してしまった。
※保険期間中500万円が限度となります。

*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** です。ただし②は **記名被保険者** の役員または従業員が行う営業活動に限りします。

生産物・完成作業リスク

次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注2]^[注3]。

① 貴社が製造・販売した食品（生産物）または貴社が行った仕事の結果に起因する対人・対物事故

② 海外旅行者等が一時的に海外に持ち出した貴社食品（生産物）に起因する対人・対物事故（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

オプション特約

- ・アジア向け生産物担保特約
- ・国外流出生産物危険担保特約
- ・リコール費用担保特約
- ・食中毒・特定感染症利益担保特約
- ・個人情報漏洩危険担保特約 など

事故例



製造・販売した食品により、食中毒が発生してしまった。



店舗で提供した飲食物に小石が混入していたため、お客さまの歯が欠けてしまった。

*被保険者は **記名被保険者** **下請負人** **販売人** です。

純粋財物使用不能リスク



第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能（次の①②をいいます。）にしたことによって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注3]（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）。

① 貴社の営業活動や施設の所有・使用・管理に起因する事故による第三者の財物の使用不能

② 貴社が製造・販売した食品（生産物）または貴社が行った仕事の結果に起因する第三者の財物の使用不能。ただし、その生産物や仕事の結果自体に物理的な損壊が生じた場合に限りま。

事故例

施設で発生した爆発事故により、近隣店舗に物的損害はなかったものの休業損失が発生してしまった。



*被保険者は **記名被保険者** です。

人格権侵害・宣伝障害リスク



次のような人格権の侵害または宣伝活動に起因する権利侵害によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します^[注3]（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）。

① 第三者の自由の侵害、名誉毀損（きそん）、プライバシーの侵害の事故

② ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故

事故例

お客さまを無銭飲食と間違えて、公衆の面前で拘束してしまった。



*被保険者は **記名被保険者** です。

[注1] 純粋財物使用不能リスク、人格権侵害・宣伝障害リスクは単独でご契約いただくことができませんのでご注意ください。

[注2] 業務遂行・施設リスク（②および③を除きます。）、生産物・完成作業リスク（②を除きます。）の保険金額については、ご契約時にお選びいただきます。

[注3] ご契約時に自己負担額（1事故免責金額）を設定した場合は、その自己負担額を適用します。

P.7 オプション特約のご説明
オプション特約をセットすることにより補償を拡大できます。

P.9 ご契約プラン
4つのリスクの組み合わせをお選びいただけます。

P.12 保険金をお支払いできない主な場合
詳細はP.12をご覧ください。

お支払いする保険金の種類

STARs食品業向では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用を保険金としてお支払いします^[注1]。

お支払いの対象となる
リスクの表記について

業務遂行・
施設リスク

生産物・完成
作業リスク

純粋財物
使用不能リスク

人格権侵害・
宣伝障害リスク

事故発生初期に生じる費用^[注2]

訴訟等により生じる費用^[注2]

損害賠償金のお支払い^[注2]

損害拡大防止軽減・求償権保全費用^[注3]

事故等が発生した場合において被保険者が支出した次の必要・有益な費用

- ① 損害の拡大防止または軽減のために支出した費用
- ② 他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使のために支出した費用

対象リスク:

被害者見舞・臨時費用^{[注4][注5]}
(被害者1名10万円・1事故300万円限度)

保険事故が発生した場合において、被保険者が支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用

* 同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク:

緊急対応費用^{[注4][注5]}
(1事故300万円限度)

保険事故が発生した場合において被保険者が支出した次の費用

- ① 被害者またはその法定相続人等の現地(事故等の発生地など)訪問費用(被害者1名につき2名分を限度とします。)
- ② 役員・従業員を現地または被害者もしくはその法定相続人等の居住地へ派遣する費用
- ③ 被害者またはその法定相続人等との通信費用
- ④ 被保険者が被害者またはその法定相続人等と対応するための一時的な施設の借上費用
- ⑤ 被害者の捜索、救助または移送に従事した者からの請求に基づく費用

対象リスク:

被害者治療等費用^{[注6][注7]}
(被害者1名50万円・1事故300万円限度)

仕事の遂行または貴社が所有もしくは賃借する施設における対人事故が発生した場合において、記名被保険者が支払った治療費用等または葬祭費用(事故日からその日を含めて1年以内に弊社に通知された費用に限ります。)

* 同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク:

争訟費用^{[注4][注5]}

損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用

対象リスク:

訴訟対応費用^{[注4][注5]}
(1事故300万円限度)

損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が臨時に支出した意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当等の社会通念上妥当な費用

対象リスク:

協力費用^[注4]

弊社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

対象リスク:

損害賠償金

被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金

* 損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。

対象リスク:

^[注1] すべての保険金を合算して、各対象リスクの保険金額を限度にお支払いします。

^[注2] 損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。

^[注3] この費用のうち、「緊急措置(応急手当、護送など)」に要した費用」および「支出についてあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用」については、費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

^[注4] 費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

^[注5] 費用の支出にあたっては事前に弊社の書面による同意が必要です。

^[注6] 費用の支出にあたっては事前に弊社の同意が必要です。

^[注7] 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした被害者治療等費用は損害賠償金に充当します。

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本契約は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

1

保管物損害担保特約
保管物損害担保特約(増額型)

貴社が報酬を受けずに、お客さまから一時的に施設内で預かった手荷物等の損壊・紛失・盗取(詐欺を含みません。)について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額 (内枠払)	●保険期間中500万円 ●(増額型)は保険期間中1,000万円 (現金・貴重品は、1名5万円/1事故15万円限度)
自己負担額	業務遂行・施設リスクと同額

事故例

レジでお客さまから預かった手荷物を紛失してしまった。



*被保険者は

記名被保険者

下請負人

です。

業務遂行・施設

2

施設構内での専用自動車で発生させた事故のために
構内専用車危険担保特約

貴社が施設構内で所有・使用・管理する構内専用車に起因し第三者に発生させた事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せとなります。

保険金額 (内枠払)	業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクの保険金額
自己負担額	業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクと同額

事故例

施設構内をフォークリフトで走行中、取引先の車と衝突し、損壊させてしまった。



* (業務遂行・施設リスク) 被保険者は

記名被保険者

下請負人

です。

* (純粋財物使用不能リスク) 被保険者は

記名被保険者

です。

生産物・完成作業

3

アジア向け生産物担保特約

貴社が輸出した食品(生産物)*1によって、アジア地域*2で対人・対物事故が発生したことにより、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※1 アジア地域向けの年間輸出売上高が10億円以下の事業者が対象です。
※2 この特約に定めるアジア地域をいいます。

保険金額 (外枠払)	1事故・保険期間中1億円
自己負担額	保険証券記載のこの特約の免責金額

事故例

中国に輸出した食品が原因で中国の消費者がケガをしてしまった。



*被保険者は

記名被保険者

です。

生産物・完成作業

4

国外流出生産物危険担保特約
国外流出生産物危険担保特約(増額型)

貴社が日本国内における使用・消費を目的として製造・販売・供給した食品(生産物)が第三者によって海外へ持ち出され、海外で対人・対物事故が発生したことにより、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額 (内枠払)	●保険期間中500万円 ●(増額型)は保険期間中1,000万円
自己負担額	生産物・完成作業リスクと同額

事故例

国内で販売した菓子が海外へお土産として持ち出され、海外で食中毒が発生。損害賠償請求されてしまった。



*被保険者は

記名被保険者

です。

生産物・完成作業

5

対人・対物事故が発生! リコールが必要となった場合に
リコール費用担保特約

貴社が製造・販売した食品(生産物)による対人・対物事故が日本国内で発生した場合、貴社生産物のリコールについて生じる次の損害を補償します。

①被保険者*が回収等を行ったことにより負担するリコール費用
②第三者が回収等を行ったことにより生じるリコール費用に対して、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害

※リコール開始日から1年以内に生じた費用に限ります。

【ご契約プラン】

プラン	A	B	C
保険金額(内枠払) (1事故・保険期間中)	500万円	1,000万円	2,000万円
自己負担額(1事故)	5万円	10万円	20万円

事故例

製造・販売したクッキーで対人事故があり、同じロットの製品に対して、リコールを行った。

*被保険者は

記名被保険者

です。

生産物・完成作業

6

食中毒事故で営業停止! 家賃が払えない!
食中毒・特定感染症利益担保特約

貴社が製造・販売等した食品による食中毒、貴社施設内での食中毒や特定感染症の発生により、営業が休止・阻害された場合に生じた被保険者*の喪失利益・収益減少防止費用を補償します。

※あらかじめ定めた補償期間を限度とします。

保険金額 (外枠払)	保険証券記載のこの特約の保険金額
自己負担額	保険証券記載のこの特約の免責金額

事故例

販売した食品が原因で食中毒を発生させてしまい、営業停止を余儀なくされた。



*被保険者は

記名被保険者

です。

業務遂行・施設

7

使用者として、従業員のケガ等に対する責任を負担するときのために
使用者賠償責任保険特約

貴社従業員、下請従業員の業務中の労災事故(政府労災の給付が決定した場合に限ります。)によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

【ご契約プラン】

プラン	A	B
保険金額(外枠払) (1事故・保険期間中)	5,000万円	1億円

事故例

作業中、製造ラインの機械に従業員が巻き込まれて死亡。遺族から損害賠償請求された。



*被保険者は

記名被保険者

です。

業務遂行・施設

生産物・完成作業

8

貴社が管理する個人情報漏洩してしまったときのために
個人情報漏洩危険担保特約

貴社が所有・使用・管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩について被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※損害賠償金等のほか、危機管理実行費用をお支払いします。

【ご契約プラン】

プラン	A	B	C
保険金額(外枠払) (1事故・保険期間中)	1,000万円	3,000万円	5,000万円
自己負担額(1事故)	10万円		

危機管理実行費用は、表中の保険金額の10%を限度として、内枠でお支払いします。

事故例

営業中に車上荒らしにあい、自社従業員の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

*被保険者は

記名被保険者

です。

P.13 オプション特約のご説明(詳細)

詳細については、P.13～P.18をご覧ください。

7

8

はじめに
基本契約のご説明
お支払いする
保険金の種類
オプション特約の
ご説明
ご契約プランと
ご注意事項
保険金お支払い
までの流れ
基本契約の
ご説明(詳細)
オプション特約の
ご説明(詳細)

ご契約プラン

貴社にあったご契約プランをお選びいただくことができます。

【補償プラン】 主な3つの補償プランをご紹介します。これら以外のプランをご希望される場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

〔○：補償対象 ×：補償対象外〕

リスクの種類		補償プラン		
		基本プラン	対人・対物のみプラン	生産物・完成作業リスクのみプラン
基本契約	業務遂行・施設リスク	○	○	×
	生産物・完成作業リスク	○	○	○
	純粋財物使用不能リスク	○	×	×
	人格権侵害・宣伝障害リスク	○	×	×

【保険金額プラン】 保険金額^[注]は、次のプランの中からお選びください。なお、自己負担額（1事故免責金額）は任意で設定していただくことができます。

プラン	業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	純粋財物使用不能リスク 人格権侵害・宣伝障害リスク	保険証券総保険金額
A	5,000万円	500万円	5,000万円
B	1億円		1億円
C	3億円		3億円

[注] すべてのリスクの対象となる損害の額を合算して、保険証券記載の保険証券総保険金額を限度としてお支払いします。

ご注意事項

ご契約にあたって

この保険は、貴社の業務の内容および把握可能な直近の会計年度（1年間）における税込売上高総額に基づき算出した保険料を確定保険料として取り扱います。保険料の算出にあたっては、下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

（1）貴社が法人の場合

- ①直近の会計年度（1年間）の損益計算書
- ②直近の会計年度（1年間）の法人事業概況説明書
- ③直近の会計年度（1年間）の有価証券報告書

（2）貴社が個人事業主の場合

- ①直近の会計年度（1年間）の青色申告決算書（青色申告の場合）
- ②直近の会計年度（1年間）の収支内訳書（白色申告の場合）
- ③直近の会計年度（1年間）の税務申告書類

保険料の精算について（確定精算）

保険契約締結時に保険期間中の予想売上高に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の実際の税込売上高の総額に基づき計算した確定保険料（確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料）と既に領収している暫定保険料との差額を精算します。

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1. 事故発生のご連絡

貴社

- 事故が発生した場合、損害の軽減に努めてください。また、他人から損害の賠償・求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に努めてください。
- 事故の状況、損害の程度、損害賠償請求があった場合にはその内容、重複保険契約の有無とその内容について、遅滞なく、取扱代理店または弊社まで書面でのご通知をお願いします。

事故解決に向けてのアドバイス
および必要書類のご案内

AIU

- 貴社のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 事故解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step2. 必要書類のご手配・ご提出

貴社

- 保険金請求書などのご記入、損害の立証書類などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。

Step3. 相手方との示談

貴社

- 必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスをを行います。示談は、被保険者ご自身で進めていただく必要がありますのでご注意ください。

ご請求内容の確認

AIU

- 保険金をお支払いするために必要な確認を行います。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step4. 保険金のお受取り

貴社

- お支払い金額、お支払い先などを貴社へ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

示談についてのアドバイス

相手方との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。弊社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。

随時、
アドバイスを
ご提供します！

はじめに

基本契約のご説明

お支払いする
保険金の種類

オプション特約の
ご説明

ご契約プランと
ご注意事項

保険金お支払い
までの流れ

基本契約の
ご説明（詳細）

オプション特約の
ご説明（詳細）

リスク	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合
 業務遂行・施設リスク	次の①②に起因して日本国内*3で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2【注1】【注2】をお支払いします。 ①記名被保険者の仕事の遂行*3 ②記名被保険者の仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設 *3①のうち、記名被保険者が仕事に付随して一時的に日本国外で行う商談等の営業業務の遂行に起因する事故については、全世界を対象とします。	・記名被保険者 ・下請負人	業務遂行・施設リスクの保険金額（1事故・保険期間中）、自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、次に掲げる事由による損害については、それぞれ保険期間中500万円を限度としてお支払いします。 ①一時的に日本国外で行う商談等の営業業務の遂行に起因する事故（左記*3参照） ②不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出	【共通－全てのリスク・特約に共通のお支払いできない主な場合（普通保険約款）】―― ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇保険契約者または被保険者の故意 ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇地震、噴火、洪水、津波等の天災 ◇核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ◇放射線照射または放射能汚染 ◇石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ◇保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故 など 【業務遂行・施設リスク－生産物・完成作業リスク共通】―― ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。） ◇専門職業業務【注3】の遂行 など ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 など 【業務遂行・施設リスク】―― ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇航空機、自動車もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理 ◇塵埃（じんあい）または騒音 ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊に対する賠償責任 ◇記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対する賠償責任 ◇地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の損壊に対する賠償責任 ■土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊 ■土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の損壊 ■地下水の増減 ◇以下に掲げる財物の損壊に対する賠償責任 ■被保険者が借用、保管（占有）する財物 ■販売、組立、加工、修理、点検、洗浄等のために施設内にある財物 ■仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類 ■仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（誤った認識または判断による損壊を含みます。） など 【生産物・完成作業リスク】―― ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ◇生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任 ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ◇販売人が生産物に作業を加えたことによる販売人の賠償責任 ◇販売人が生産物の品質、耐久性、性能等を維持できなかったことによる販売人の賠償責任 など ●次の費用はお支払いできません。 ◇回収措置を講じるために要した費用 【純粋財物使用不能リスク】―― ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。） ◇専門職業業務【注3】の遂行 ◇航空機、自動車もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理 ◇塵埃（じんあい）または騒音 ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 ◇債務不履行に起因する賠償責任（生産物、仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。） ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に対する賠償責任 ◇地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の使用不能に対する賠償責任 ■土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の使用不能 ■土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の使用不能 ■地下水の増減 ◇被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用もしくは管理する財物の使用不能に対する賠償責任 ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、供給、処分等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任 ◇生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体の使用不能に対する賠償責任 ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ◇回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対する賠償責任 など ●次の費用はお支払いできません。 ◇回収措置を講じるために要した費用 【人格権侵害・宣伝障害リスク】―― ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。） ◇被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為 ◇保険期間開始日より前から継続、反復されていた不当行為 ◇広告、放送、出版等を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当行為 ◇保険期間終了または解除後1年以上経過した後に発見された不当行為 ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の業務に従事する者に対する賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 など
 生産物・完成作業リスク	次の①②に起因して日本国内*4で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2【注1】【注2】をお支払いします。 ①被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物*4 ②記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われた仕事の結果 *4①のうち、日本国内に居住する者が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物に起因する事故については、全世界を対象とします。	・記名被保険者 ・下請負人 ・販売人	生産物・完成作業リスクの保険金額（1事故・保険期間中）、自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、次に掲げる事由による損害については、それぞれ保険期間中500万円を限度としてお支払いします。 ①一時的に日本国外へ持ち出された生産物に起因する事故（左記*4参照） ②不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出	
 純粋財物使用不能リスク	次の①②に起因して保険期間中に日本国内で発生した事故により、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことについて、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2【注1】【注2】をお支払いします。 ①記名被保険者の仕事の遂行または被保険者が所有、使用もしくは管理する施設 ②被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物（以下、生産物といいます。）または記名被保険者によってもしくは記名被保険者のために行われた仕事の結果。ただし、占有を離れたまたは引渡した後に、生産物または仕事の結果に物理的な損壊が発生した場合に限ります。	・記名被保険者	業務遂行・施設リスク（左記①の場合）または生産物・完成作業リスク（左記②の場合）の自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。	
 人格権侵害・宣伝障害リスク	記名被保険者の仕事に関して、保険期間中に日本国内で行われた次の①～④の不当行為に起因して人格権侵害・宣伝障害が発生した場合において、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2【注1】【注2】をお支払いします。 ①他人の自由を侵害するまたは名誉を毀損（きそん）する不当な身体の拘束 ②他人のプライバシーを侵害する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ③他人を誹謗するまたは他人の商品、役務を中傷する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ④他人の著作権、標題、標語（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。）を侵害する宣伝活動	・記名被保険者	業務遂行・施設リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。	

【注1】業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの保険金額と同額で保険証券総保険金額が設定されます。この保険契約でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金（オプション特約のセットにより、これらのリスクの保険金額の内枠でお支払いする支払保険金を含みます。）を合算して、保険証券総保険金額を限度とします。

【注2】自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各リスクおよび各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

【注3】人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事（所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。）などをいいます。

特 約	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合						
1 [注1] 業務遂行・施設 ●保管物損害担保特約 ●保管物損害担保特約(増額型)	記名被保険者の仕事の遂行に起因して、保険期間中に日本国内で発生した保管物*3*4の損壊、紛失または盗取(詐欺を含みません。)について、被保険者*1がその保管物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2*5[注2]をお支払いします。 *3保管物とは、被保険者が報酬を受けずに一時的に保管するお客さまの財物で、加工、修理、据付、点検、洗浄、警備等を目的とせずに保管する財物をいいます。 *4記名被保険者が所有、使用または管理する建物内でお客さまが所持する財物または建物内のお客さま用施錠式ロッカー内に保管されている財物の紛失、盗取(詐欺を含みません。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、これらの財物も保管物とみなします。ただし、現金・貴重品(貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物をいいます。)は含みません。 *5保管物の損害の額は、損壊、紛失または盗取が発生した地および時において、被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。	・記名被保険者 ・下請負人	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 <table><tr><th>特約</th><th>保険金額 (保険期間中)</th></tr><tr><td>保管物損害担保特約</td><td>500万円</td></tr><tr><td>保管物損害担保特約(増額型)</td><td>1,000万円</td></tr></table> (現金・貴重品の損害については、1名5万円／1事故15万円限度) ・業務遂行・施設リスクの自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。	特約	保険金額 (保険期間中)	保管物損害担保特約	500万円	保管物損害担保特約(増額型)	1,000万円	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇保険契約者、被保険者(これらの者の役員、従業員を含みます。)または被保険者の親族が行い、または加担した保管物の盗取 ◇自然発火、自然爆発した保管物自体の損壊 ◇自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等による保管物の損壊 ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵(かし)により、これから入る雨または雪等による保管物の損壊 ◇お客さまの承諾なく保管物を使用し、または第三者に保管させている間に発生した保管物の損壊、紛失または盗取 ◇お客さまに引渡された後に発見された保管物の損壊 ◇保管物の損壊、紛失または盗取による使用不能 ◇クレジットカード、キャッシュカード等保管物の不正使用 ◇保険契約者、被保険者(これらの者の役員、従業員を含みます。)または被保険者の親族が使用し、もしくは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取 ◇自動車、船舶、動物または植物等の損壊、紛失または盗取 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。
特約	保険金額 (保険期間中)									
保管物損害担保特約	500万円									
保管物損害担保特約(増額型)	1,000万円									
2 業務遂行・施設 構内専用車危険担保特約	被保険者*1が施設構内*6において所有、使用または管理する構内専用車*7に起因して保険期間中に発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2[注2]をお支払いします。 *6記名被保険者の仕事のために所有または借用する施設をいいます。なお、被保険者が仕事に付随する積込み・積卸し等を行っている間の客先の施設も施設構内とみなします。 *7建設工事・物の運搬等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車をいい、被保険者が仕事に付随する積込み・積卸し等のために一時的に客より借用するものを含みます。ただし、ダンプカーを除きます。	・記名被保険者 ・下請負人(純粹財物使用不能リスクに該当する事故の場合は、「記名被保険者」のみとなります。)	・自賠償保険契約等を締結するときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約等を締結しているときは、自賠償保険契約等および自動車保険契約等により支払われるべき金額の超過額に対して保険金をお支払いします。 ・業務遂行・施設リスクまたは純粹財物使用不能リスクの保険金額、自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用し、各保険金額の内枠でお支払いします。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]を適用します。 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。						
3 生産物・完成作業 アジア向け生産物担保特約	被保険者*1の占有を離れた記名被保険者の生産物に起因してアジア地域*8で発生した事故*9*10*11により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次の①～④の損害賠償金および費用を保険金*2[注2]としてお支払いします。 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 *8アジア地域とは、次の地域をいいます。 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国(香港、マカオを含みます。)、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ラオス *9日本国内に居住する者が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物に起因する事故は対象となりません。この場合の事故は、基本契約(生産物・完成作業リスク)の補償対象に含まれます。 *10リコール費用担保特約、仕事の目的物の損壊担保特約がセットされている場合でも、アジア地域で発生した事故についてはこれらの特約による補償はされません。 *11国外流出生産物危険担保特約がセットされている場合で、この特約と国外流出生産物危険担保特約の両方の特約によって保険金をお支払いできる事故が発生したときは、この特約による保険金のお支払いを優先し、国外流出生産物危険担保特約はこの特約の上乗せの補償となります。	・記名被保険者	・1事故・保険期間中の保険金額は1億円です。 ・保険証券記載のこの特約の自己負担額(1事故免責金額)、縮小支払割合を適用します。	●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇保険契約者または被保険者の故意 ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇地震、噴火、洪水、津波等の天災 ◇核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ◇放射線照射または放射能汚染 ◇石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ◇保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が保険事故の発生する原因が既に存在していることを知っていた場合、その原因により発生した事故 ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 ◇環境汚染に起因する賠償責任 ◇専門職業務*12の遂行に起因する賠償責任 ◇被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売等した生産物に起因する賠償責任 ◇生産物に起因する生産物自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任 ◇生産物が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ◇アジア地域外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ◇次に掲げる生産物に起因する賠償責任 ■医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分 ■航空機、自動車(自動二輪、原動機付自転車を含みます。)、鉄道車両、船舶またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類 ■たばこ ●次の費用はお支払いできません。 ◇汚染浄化費用 ◇回収措置を講じるために要した費用 *12人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事(所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。)などをいいます。						

[注1] それぞれの特約と特約（増額型）は同時にセットできません。

[注2] 自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

[注3] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明（詳細）」をご覧ください。

特 約	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合						
4 [注1] 生産物・完成作業 ● 国外流出生産物危険担保特約 ● 国外流出生産物危険担保特約（増額型）	国外流出生産物*13に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金*2[注2]をお支払いします。 *13被保険者が日本国内における使用・消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出された生産物を除きます。	・ 記名被保険者	・ 次の保険金額を限度として、生産物・完成作業リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 <table><tr><th>特約</th><th>保険金額（保険期間中）</th></tr><tr><td>国外流出生産物危険担保特約</td><td>500万円</td></tr><tr><td>国外流出生産物危険担保特約（増額型）</td><td>1,000万円</td></tr></table> ・ 生産物・完成作業リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。	特約	保険金額（保険期間中）	国外流出生産物危険担保特約	500万円	国外流出生産物危険担保特約（増額型）	1,000万円	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]のほか、以下の損害に対してはお支払いできません。 ● 次の損害に対してはお支払いできません。 ◇ 保険期間終了または解除後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求による損害 ● 次の生産物に起因する損害に対してはお支払いできません。 ◇ 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって、輸出された生産物（商社等に輸出業務を委託する場合を含みます。） ◇ 被保険者以外の者が日本国外へ販売・供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格、数量等に基づき、被保険者が製造・販売・供給した生産物 ◇ 被保険者が輸出品販売場等免税品販売を業とする場合において、その業務により販売・供給した生産物 ◇ 医療用機械器具・医療用資材・医薬品（原材料、部品、成分を含みます。）、航空機・自動車・鉄道車両・船舶（材料、資材、装置、部品類を含みます。）、たばこ など
特約	保険金額（保険期間中）									
国外流出生産物危険担保特約	500万円									
国外流出生産物危険担保特約（増額型）	1,000万円									
5 生産物・完成作業 リコール費用担保特約	被保険者*1の占有を離れた記名被保険者の生産物の瑕疵（かし）に起因して日本国内で発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担する次の①②の損害に対して、保険金*2[注2]をお支払いします。 ①被保険者が生産物の回収等*14を行ったことにより負担するリコール費用*15 ②被保険者以外の者が生産物の回収等を行ったことにより生じるリコール費用に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害 *14事故による損害の拡大または同一原因による他の事故の発生防止のために、日本国内で行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。 *15生産物の回収等に要する必要かつ有益と弊社が認めた次の費用をいいます。ただし、回収等の開始日から1年以内に生じた費用に限ります。 （新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用 / 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 / 回収する生産物または代替品の輸送費用 / 生産物の廃棄費用 / 回収した生産物の一時的な保管のために臨時に賃借する倉庫等の施設借上費用 / 回収等を実施するための交通費、宿泊費、超過勤務手当、臨時雇用費用）	・ 記名被保険者	・ 1事故・保険期間中保険金額は、次のいずれかのプランからお選びください（生産物・完成作業リスクの内枠でお支払いします。）。500万円／1,000万円／2,000万円 ・ 保険証券記載のこの特約の自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。自己負担額は、この特約の保険金額の1％となります。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注3]のほか、以下の場合はお支払いできません。 ● 次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ◇ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反 ◇ 保険契約者または被保険者が、保険契約締結時点で既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故 ◇ 保存期間または有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ◇ 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理 ◇ 回収等を行った生産物の修理、再製造上の瑕疵（かし）、または代替品の瑕疵（かし） など ● 次の費用はお支払いできません。 ◇ 回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、通常要する額以上に要したリコール費用 ◇ 回収等を行う生産物の修理、交換、再製造費用または代替品の製造・購入費用 ◇ 生産物の対価として返還する額 ◇ 生産物の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用 など ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「回収措置を講じるために要した費用」に関する規定は適用しません。						
6 生産物・完成作業 食中毒・特定感染症利益担保特約	保険期間中に発生した次の①～③のいずれかの事由により、被保険者*1の営業が休止または阻害されたために生じた被保険者の損失（喪失利益および収益減少防止費用）に対して、あらかじめ定めた補償期間を限度に保険金*2[注2]をお支払いします。 ①被保険者の施設における食中毒の発生または製造・販売・提供した食品による食中毒の発生（所轄保健所長に届出のあったものに限ります。） ②被保険者の施設における特定感染症*16の発生（所轄保健所長に届出のあったものに限ります。） ③被保険者の施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の処置 *16特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類感染症をいいます。	・ 記名被保険者	・ 補償期間中の喪失利益および収益減少防止費用について、保険証券記載のこの特約の自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合、保険金額（1事故・保険期間中）を適用します。 ・ 被保険者の営業に特殊な事情の影響や著しい趨勢（すうせい）の変化があった場合は、損失の額の算出にあたり、被保険者と協議による合意に基づき必要な調整を行うことがあります。	● 次の事由によって生じた事故による損失に対してはお支払いできません。 ◇ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 ◇ 被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ◇ 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇ 地震、噴火、津波、高潮または洪水 ◇ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など						
7 業務遂行・施設 使用者賠償責任保険特約	被用者*17が保険期間中に業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次の①～⑤の損害賠償金または費用を保険金*2[注2]としてお支払いします。 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用（1事故300万円限度） ただし、損害賠償金の支払いは、政府労災保険等による給付が決定された場合に限るものとし、次の（1）～（3）の金額の合算額を超過する額をお支払いします。 （1）政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） （2）自賠償保険契約等または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 （3）次のいずれかの金額 ・ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額 ・ 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険（法定外補償条項部分）およびその他一定の災害補償を被用者に対して行うことを目的として保険契約者が締結する保険契約により被用者に支払われることによって賠償責任を免れる金額 *17被用者とは、被保険者の従業員、下請負人および下請負人の従業員をいいます。	・ 記名被保険者	・ 1事故・保険期間中の保険金額は、次のいずれかのプランからお選びください。 5,000万円／1億円 ・ 保険証券記載のこの特約の自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。	● 次の事由によって生じた被用者の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。 ◇ 保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意 ◇ 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇ 地震、噴火またはこれらによる津波 ◇ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 など ● 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇ 被保険者と被用者またはその他の他人との間の損害賠償に関する特別の約定、合意または法定外補償規定により加重された賠償責任 ◇ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 ● 次の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。 ◇ 風土病または職業性疾病による身体の障害 ● 次の損害賠償金はお支払いできません。 ◇ 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金						

[注1] それぞれの特約と特約（増額型）は同時にセットできません。

[注2] 自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

[注3] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明（詳細）」をご覧ください。

特 約	保険金をお支払いする場合	*1 被保険者	*2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合
8 業務遂行・施設 生産物・完成作業 個人情報漏洩危険 担 保 特 約	日本国内で発生した個人情報*18(被保険者が日本国内で行う業務のために所有、使用または管理する個人情報をいいます。)の漏洩が保険期間中に発覚した場合において、被保険者*1が負担する次の(1)(2)の損害に対して、次の①～⑥の損害賠償金または費用を保険金*2[注1]としてお支払いします。 (1)個人情報漏洩によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (2)被害者と直接対応する場合に発生する危機管理実行費用*19(費用の支出にあたっては弊社の書面による同意が必要です。) お支払いする保険金の種類 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用(1事故300万円限度) ⑥危機管理実行費用 *18個人情報とは、個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別できるものをいいます。 *19危機管理実行費用とは、文書による公的機関への届出・報告または新聞、テレビ、インターネット等で報道が行われた場合において、被害者と直接対応する場合に発生する次の費用をいいます。ただし、事故発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。 (弁護士への相談費用 / 新聞での謝罪広告費用 / 無料通話電話の使用料 / お詫び状の作成・送付費用 / 見舞金・見舞品費用(被害者1名500円限度) / 従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用 など)	・記名被保険者	・1 事故・保険期間中の保険金額は次のいずれかのプランからお選びください。 1,000万円／3,000万円／5,000万円 ・自己負担額(1 事故免責金額)は10万円となります。 ・他人が支出した見舞金・見舞品費用に対する損害賠償金(求償損害)については、被害者 1 名につき500円、保険期間を通じて上記保険金額の20%を限度とします。 ・危機管理実行費用は、保険期間を通じて上記で選択いただいた保険金額の10%を限度として、上記保険金額の内枠でお支払いします。	普通保険約款の「保険金をお支払いできない主な場合」[注2]のほか、以下の場合はお支払いできません。 ●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇個人情報以外の情報の漏洩 ◇保険契約者または被保険者が保険契約締結時点で既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故 ◇被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 ◇被保険者の役員の個人情報の漏洩 ◇労働者派遣事業の場合において、派遣労働者が派遣先で発生させた事故 など ●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。 ◇他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取(詐欺を含みます。)に対する賠償責任 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇クレジットカード番号、預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対する賠償責任 ◇他人が行う商品の販売・供給または役務の提供の中断・終了・内容変更に対する賠償責任 ◇被保険者の業務の履行遅滞・履行不能に起因する賠償責任 など ※この特約が解約・非継続となる場合は、保険期間中に発覚した個人情報の漏洩を保険期間終了後30日を経過する日までに弊社に書面で通知する必要があります。

[注1] 自己負担額(1 事故免責金額)、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。(損害額－自己負担額)×縮小支払割合＝支払保険金

[注2] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明(詳細)」をご覧ください。